

調書（決定）

事件の表示 平成25年（行ツ）第315号
平成25年（行ヒ）第322号

決定日 平成27年1月22日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成24年（行コ）第488号（平成25年3月27日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年1月22日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	X 1
上告人兼申立人	X 2
上告人兼申立人	X 3
上告人兼申立人	X 4
上告人兼申立人	X 5
上告人兼申立人	X 6
上告人兼申立人	X 7
上告人兼申立人	X 8
上告人兼申立人	X 9
被上告人兼相手方	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	東日本旅客鉄道株式会社